

西東京市における登録文化財制度について

(検討資料)

1. 検討を要するテーマ

「西東京市における登録文化財制度の骨子」に沿って、制度の詳細を検討していくため、以下のテーマについて議論を重ねていく。

- (1) 事務手続きの流れについて
- (2) 公開に対する考え方について
- (3) 財政支援について
- (4) その他

2. 進め方及びスケジュール (案)

令和6年4月改正条例の施行を予定していることから、以下のとおり審議を重ねていくこととする。

なお、審議は改正内容に係る審議を予定しており、条文の表現については西東京市の法規担当部署の審査部署による審査及び市議会の審議により最終決定することとする。

審議会 (年度、回数)	審議事項	備考
令和4年度第3回 (本日)	テーマの確認 個別テーマ(1)	
令和4年度第4回	前回審議事項の確認 個別テーマ(2)及び(3)	
令和5年度第1回	前回審議事項の確認 個別テーマ(4)	
令和5年度第2回	前回審議事項の確認 審議済全テーマの確認	
令和5年度第3回	審議済全テーマの確認	第3回終了後、庁内審査へ移行
令和5年度第4回	施行前条例文配布	
令和6年4月1日	施行	

個別テーマ（１）登録に係る事務手続きについて（案）

1. 西東京市登録文化財制度の概要（再掲）

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財のうち、西東京市文化財保護審議会の審議により妥当とされたものを西東京市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として登録簿に掲載する。

2. 論点

（骨子抜粋）

- ①過去の文化財保護審議会の審議上で提示されたリストを基に登録簿掲載対象文化財リスト（仮称）を作成し、当該リストの中から登録意向の確認を行うものとする。
- ②登録意向の確認できたものについて、文化財保護審議会にて登録相当か審議
- ③審議の結果を所有者または管理者宛に通知する。
- ④公開の同意があったものについて、市ホームページ等により周知。

(1) 登録までの流れについて

教育委員会が登録を行う機関を担うこととするものの、登録にあたっては西東京市文化財保護審議会への諮問を行い、登録相当の旨の答申があったものについて登録を行うこととする。

教育委員会が諮問する文化財については、所有者の同意のもとに教育委員会が推薦するものまたは所有者による申請があったものを諮問することとする。

(2) 審議資料について

審議会の審議の際、審議に必要な情報を調書にまとめ、当該調書をもとに審議を行うものとする。

(3) 登録文化財リストと登録簿掲載対象文化財リスト（仮称）

これまでの文化財保護行政の取組みにより得られた情報等をもとに作成した市内文化財一覧の中から、文化財保護法令上、登録文化財と分けて整理されている指定文化財や埋蔵文化財を除いたものを登録簿掲載対象文化財リスト（仮称）（以下、「対象リスト」という。）として整備する。

対象リストとして整備する時点において、所有者の把握を行い、市とのコミュニケーションの機会は確保するものとするが、その中から所有者

の同意を得られたものについて審議会へ付議し、登録相当となったものを登録文化財リストとして一覧化するものとする。

(4) 登録後の位置づけについて

登録を受けた文化財は、次世代への確実な継承をおこなうために必要な施策を講じていくこととするが、制度趣旨に鑑み、指定文化財への登録を当然に案内することはしない。

西東京市における登録文化財制度の骨子

1. 趣旨

市内に存在する文化財を次世代に確実に継承し、併せてこれまで以上に広く市民へ共有することで郷土に対する認識を高め、文化の向上へ貢献することを目的として、西東京市における文化財登録制度を創設する。

2. 論点整理

(1) 登録文化財制度の概要

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財のうち、西東京市文化財保護審議会の審議により妥当とされたものを西東京市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として登録簿に掲載する。

(2) 指定文化財との関係

国もしくは東京都による指定もしくは登録を受けている文化財または西東京市の指定を受けている文化財以外の文化財を登録対象とする。

また、指定と登録との間で先後関係はなく、登録を受けないまま指定文化財となることもありえるが、登録は指定を補完するためのものと位置づけ、両方を重複して受けることはできない。

西東京市指定文化財は、公開規定があるが、登録文化財には公開規定の適用に幅を持たせる（理由は後述）。また、管理にあたっての制限は指定文化財に比してゆるやかに設定し、現状変更及び所在地変更も所有者または管理者からの届出制とし、最低限の規制に留める一方で、管理に係る財政的支援も行わない。

(3) 公開に対する考え方

本制度の創設により、文化財を市民が共有することを目的としていることに鑑み、登録を受けた文化財については、所有者または管理者の同意の下、公開することを基本とする。

ただし、過去の審議会の審議において、公開への負担感から登録がすすまない可能性について言及があったことを踏まえ、そうした点にも配慮した対応をとる。

なお、強い意思等により公開を希望しない所有者または管理者に対しては、その意向を尊重し、公開しないことも可能とする。他方で、そうした所有者または管理者についても、市担当課が作成する内部管理用の（仮称）登録簿掲載対象文化財リストで把握し、市とのコミュニケーションの

機会を確保することで次世代への確実な継承につなげることとする。

(4) 財政的支援

公金の使途を「見える化」する観点と前述の公開に対する考え方とを併せて考慮し、非公開の選択肢がある登録文化財へ補助金、助成金、謝礼金その他の財政的支援は行わない。

(5) 登録に係る事務手続き

登録にあたっては、以下の流れに沿って登録を行うこととし、西東京市文化財保護条例に所要の改正を加えることで制度の根拠付けを行うこととする。

- ①過去の文化財保護審議会の審議上で提示されたリストを基に登録簿掲載対象文化財リスト（仮称）を作成し、当該リストの中から登録意向の確認を行うものとする。
- ②登録意向の確認できたものについて、文化財保護審議会にて登録相当か審議
- ③審議の結果を所有者または管理者宛に通知する。
- ④公開の同意があったものについて、市ホームページ等により周知。

なお、管理の状況については、市指定文化財の現状確認時に登録文化財の所有者または管理者にも連絡を行い、必要に応じて現物確認を行うこととする。